

第684回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成27年 4月 7日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

（1）指定薬物の関税法上の「輸入してはならない貨物」への追加について

業務部 福田 管理課長

（2）関税鑑査官等の事務分担変更について

業務部 福田 管理課長

（3）輸入統計品目表の改正について

業務部 古賀 首席関税鑑査官

（4）ニット製衣類（第61類）に関する特惠原産地規則の緩和について

業務部 高澤 原産地調査官

4、その他・連絡事項等

・納付書領収証書の印字及び記載について

業務部 河田 収納課長

・関税評価に係る関税定率法基本通達の一部改正について

業務部 高橋 首席関税評価官

・輸出許可後の価格変更の取扱いに係る関税法基本通達の改正について

業務部 浦本 上席審査官（通関総括第1部門）

・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況（3月分）について

業務部 浦本 上席審査官（通関総括第1部門）

・「通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る利用促進策について」の補足説明

業務部 五島 統括審査官（通関総括第3部門）

次回開催予定日 **平成27年5月12日（火）12:00～**

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

(指 定 薬 物*)

危険ドラッグの 持ち込みは**犯罪**です。

NO!

危険ドラッグ

* 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物(同法第76条の4(製造等の禁止)に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除く)。

** 平成27年4月1日から、関税法上、**10年以下の懲役**若しくは3千万円以下の罰金(又はどちらも)の対象となります。麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤等の輸入についても上記刑罰の対象となります。

密輸に関する情報は税関密輸ダイヤルへ通報をお願いします



横浜税関

シロイ クロイ
▶ **0120-461-961**

輸入統計品目表改正

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

平成 27 年 3 月財務省告示第百十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
17.03	糖みつ (砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。)			17.03	糖みつ (砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。)		
1703.10	—甘しや糖みつ			1703.10	—甘しや糖みつ		
	010 —飼料用のもの (税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。)		MT		010 —飼料用のもの (税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。)		MT
	020 —グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5' -リボヌクレオチド及びその塩其他政令で定める物品の製造に使用するもの		MT		020 —グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5' -リボヌクレオチド及びその塩其他政令で定める物品の製造に使用するもの		MT
	090 —その他のもの		MT		090 —その他のもの		MT
					091 <u>-----アルコールの製造用のもののうち、関税割当制度による数量 (以下この項において「共通の限度数量」という。) 以内のもの</u>		MT
					099 <u>-----その他のもの</u>		MT
1703.90	—その他のもの			1703.90	—その他のもの		
	010 —飼料用のもの (税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)		MT		010 —飼料用のもの (税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)		MT
	020 —グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5' -リボヌクレオチド及びその塩其他政令で定める物品の製造に使用するもの		MT		020 —グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5' -リボヌクレオチド及びその塩其他政令で定める物品の製造に使用するもの		MT
	090 —その他のもの		MT		090 —その他のもの		MT
					091 <u>-----アルコールの製造用のもので、共通の限度数量以内のもの</u>		MT
					099 <u>-----その他のもの</u>		MT
50.02				50.02			
5002.00	生糸 (よつてないものに限る。)			5002.00	生糸 (よつてないものに限る。)		

輸入統計品目表改正

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

平成 27 年 3 月財務省告示第百十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
100	—野蚕のもの —その他のもの —共通の限度数量以内のもの		KG	100	—野蚕のもの —その他のもの —共通の限度数量以内のもの		KG
211	----玉糸 ----その他のもの		KG	211	----玉糸 ----その他のもの		KG
215	----織度が 2 1 中のもの		KG	212	-----農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する日本農林規格に定める生糸の 2 A の等級のもの		KG
				213	-----その他のもの		KG
216	----織度が 2 7 中及び 2 8 中のもの		KG	216	----織度が 2 7 中及び 2 8 中のもの		KG
217	----その他のもの --その他のもの		KG	217	----その他のもの --その他のもの		KG
221	----玉糸 ----その他のもの		KG	221	----玉糸 ----その他のもの		KG
225	----織度が 2 1 中のもの		KG	222	-----農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 2 条第 3 項に規定する日本農林規格に定める生糸の 2 A の等級のもの		KG
				223	-----その他のもの		KG
226	----織度が 2 7 中及び 2 8 中のもの		KG	226	----織度が 2 7 中及び 2 8 中のもの		KG
227	----その他のもの		KG	227	----その他のもの		KG

②

輸入統計品目表改正

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

平成 26 年 3 月財務省告示第百十五号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
0402.10	ー 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。） ー 砂糖を加えたもの (省略) ー その他のもの ー 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児、政令で定める児童福祉施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。） ー 学校等給食用のもの ー 関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの			0402.10	ー 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。） ー 砂糖を加えたもの (同左) ー その他のもの ー 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。） ー 学校等給食用のもの ー 関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		
	211			211			KG

㉓

輸入統計品目表改正

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

平成 26 年 3 月財務省告示第百十五号

新				旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
0402.21 ┆ 0402.99	212	----- その他のもの		KG	212	----- その他のもの		KG
		----- 飼料用のもの				----- 飼料用のもの		
	216	----- 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG	216	----- 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG
	217	----- その他のもの		KG	217	----- その他のもの		KG
		----- その他のもの (省略)				----- その他のもの (同左)		
		(省略)				(同左)		

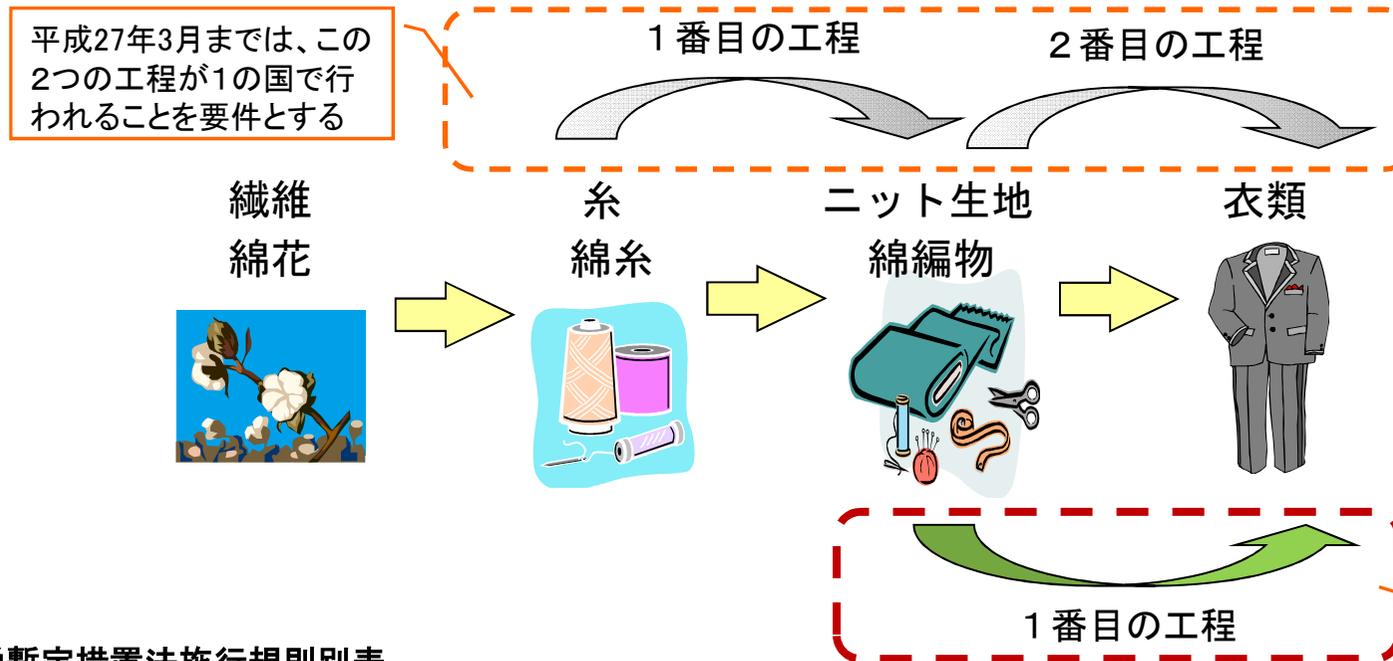
④

お知らせ

ニット製衣類(第61類)に関する特惠原産地規則の緩和

- ▶ ニット製衣類(第61類の産品)については、特惠受益国※において糸から製造する(生地(綿編物)の製造、縫製の2工程を経る)場合に当該国の原産品としての資格が与えられていますが、平成27年4月より、特惠受益国において生地から製造する(縫製の1工程を経る)場合でも原産品としての資格が与えられます。

※ニット製衣類(第61類の産品)のほとんどは、後発開発途上国(LDC)を原産国とする産品に対してのみ特惠税率が適用できます。



【参照条文】関税暫定措置法施行規則別表

第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

<改正前> 紡織用繊維の糸からの製造

<改正後> 紡織用繊維の織物類又は編物からの製造

平成27年4月から、この1つの工程が1の国で行われることが要件となる

当該改正に係る原産地証明書の取扱い

- 非原産品である糸から製造された製品である場合
（改正前から原産品と認められるもの）
→改正前に発給されたものであっても、有効なものとして取り扱います。
- 非原産品である生地から製造された製品である場合
（改正後に原産品と認められるもの）
→改正後に発給されたものを有効なものとして取り扱います。
なお、改正前に輸出された製品の場合には、平成27年4月1日以降同年4月10日以前に発給されたものであれば、輸出後10日程度以上経過して発給されたものであっても、関税暫定措置法基本通達8の2-5(1)二に該当し有効なものとして取り扱います。

当該改正に係る原産地証明書の取扱い(関連規定)

関税暫定措置法施行令

(原産地の証明)

第27条

4 原産地証明書は、その証明に係る物品の輸出の際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、輸出後その事由により相当と認められる期間内)に、当該物品の輸出者の申告に基づき原産地の税関(税関が原産地証明書を発給することとされていない場合には、原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署又は商業会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適当と認めるもの)が発給したものでなければならない。

関税暫定措置法基本通達

(「やむを得ない特別の事由」の意義)

8の2-5 令第27条第4項《原産地証明書の有効性》に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。

(1)「特別の事由」とは、次の場合をいう。

- イ 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかつた場合
- ロ 令別表第1の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後6カ月以内において、当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合
- ハ 輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けよう要求したが、輸出者が原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となつた場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合
- ニ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合

(2) なお、通常の輸出手続に要すると認められる期間内(輸出後10日程度の遅れ)に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱つて差し支えない。

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）

（輸入数量の換算）

（輸入数量の換算）

第七条 令第十四条第一項及び第三項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

第七条 令第十四条第一項及び第二項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

物 品	品 目	換 算 率
(省 略)	(省 略)	(省 略)

物 品	品 目	換 算 率
同 上	同 上	同 上

別表（第九条関係）

別表（第九条関係）

関税定率法 別表の番号	生産された物品	原産品としての資格 を与えるための条件
第二類 ～ 第六〇類 第六一類 第六二類	(省 略)	紡織用繊維の織物類 又は編物からの製造

関税定率法 別表の番号	生産された物品	原産品としての資格 を与えるための条件
第二類 ～ 第六〇類 第六一類 第六二類	同 上	紡織用繊維の糸から の製造

備考 (省 略)	九六・一七 ~	(省 略)
備考 同 上	九六・一七 ~	同 上

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 節 課税価格の決定</p> <p>(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)</p> <p>4—8 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の停泊期間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別な事情があるときは、この限りでない。</p> <p>ホ (省略)</p> <p>へ <u>輸入貨物の運送に関し、輸入港において発生する滞船料（発生時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。）及び早出料は、輸入港までの運賃の計算上考慮しないものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 輸入港までの運賃（80）に輸入港において滞船料（10）が発生し運賃として 90 を支払う場合又は輸入港までの運賃（80）に輸入港において早出料（10）が発生し運賃として 70 を支払う場合における輸入港までの運賃はいずれも 80 となる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 課税価格の決定</p> <p>(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)</p> <p>4—8 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金（<u>輸入港における滞船料（発生時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。）を除く。</u>）は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の停泊期間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別な事情があるときは、この限りでない。</p> <p>ホ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）（抜粋）

第6章 通 関

第1節 一般輸出通関

（輸出申告書に記載すべき価格）

67-1-4 令第59条の2第2項に規定する輸出申告書に記載すべき価格は、次による。

- (1) 貨物代金が有償で輸出される貨物については、原則として当該貨物の現実の決済金額（取引の基準通貨と決済通貨とが異なる場合は基準通貨による金額）を基とするが、次のイからニに掲げる場合には、それぞれに掲げる価格を基にしそれぞれ本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（航空機によって輸出される貨物については、これに準ずる価格。以下同じ。）としてこれに必要な調整を加え計算した価格とする。

イ～ハ 省略

ニ 輸出申告を行う時点において貨物代金が未確定（輸出後において値引きが発生する場合、又は貨物の品質若しくは性能の確認を経て貨物代金に変更される場合を含む。（以下「値引き等」という。））である場合 当該申告にかかる貨物の製造原価又は調達原価（以下この項において「製造原価等」という。）に、通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた額又は値引き等の調整が加えられる前の額とし、市況を基礎として決済額を確定させる等製造原価等を基礎として算出することが困難である場合には、輸出申告の前3月以内に、当該申告にかかる貨物と同種又は類似の貨物を同一仕向国に輸出した際の決済額を基礎として算出した額

(2)及び(3) 省略

（価格変更の取扱い）

67-1-14 輸出の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合（数量の変更に伴い価格を変更しようとする場合を除く。）における価格変更の手続きは、次による。

- (1) 価格変更の申請は、「船名、数量等変更申請書」(C-5200)1通にその申請に係る輸出許可書を添付して提出することにより行わせる。
- (2) 価格の記載、計算又は算出の誤りにあつては、価格が変更となったことを確認できる書類の提示を求め、審理担当部門に通報する等の措置が必要な場合を除き、その許可に係る価格の変更を行って差し支えないものとする。
- (3) 上記(2)の場合において輸出申告書に記載した価格が20万円未満であり、かつ、本来輸出申告書に記載すべきであった価格が20万円未満である場合、又は変更しようとする価格と輸出申告書に記載された輸出統計品目表の所属区分ごとの価格の差が千円未満である場合には、価格の訂正を省略させて差し支えないものとする。
- (4) 前記67-1-4の(1)のニの規定により輸出申告書に記載された価格は、上記(2)の場合を除き、変更の手続きは必要ないので留意する。
- (5) 価格変更を認めた場合においては、その申請に係る輸出許可書に記載されている価格を訂正しこれを申請者に交付する。

(注) 下線を付した箇所は、関税法基本通達等の一部改正について（平成27年3月31日財関第341号）による改正後の部分を示す。

横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2013年10月	28%
2013年11月	32%
2013年12月	41%
2014年1月	43%
2014年2月	43%
2014年3月	47%
2014年4月	47%
2014年5月	47%
2014年6月	46%
2014年7月	48%
2014年8月	49%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	55%
2014年12月	59%
2015年1月	62%
2015年2月	63%
2015年3月(暫定値)	71%

輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2013年10月	25%
2013年11月	30%
2013年12月	34%
2014年1月	38%
2014年2月	38%
2014年3月	40%
2014年4月	42%
2014年5月	44%
2014年6月	44%
2014年7月	47%
2014年8月	48%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	60%
2014年12月	62%
2015年1月	63%
2015年2月	63%
2015年3月(暫定値)	63%

2015年3月の内訳

海上	71%
航空	87%

2015年3月の内訳

海上	63%
航空	65%

【参考】 2015年2月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	53%
横浜	62%
神戸	82%
大阪	62%
名古屋	70%
門司	72%
長崎	85%
函館	90%
沖縄	84%
合計	67%

輸入	
東京	44%
横浜	63%
神戸	70%
大阪	69%
名古屋	72%
門司	73%
長崎	75%
函館	63%
沖縄	74%
合計	62%

2015年4月10日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部
通関総括第3部門

「通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る利用促進策について」の補足説明

平成27年3月12日の通関協議会にて、3月17日実施の「通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る利用促進策について」、その他・連絡事項等として、口頭にて説明いたしました。

当該内容については、先般、税関HPへ「通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る利用促進策について（お知らせ）」として掲載されました（添付「お知らせ」参照）。

当該「お知らせ」のうち、「2. 関税関係法令以外の法令（他法令）に係る確認書類の提出の簡素化」について、次の点を補足説明させていただきます。

本件は、「通関関係書類を電磁的記録により提出する場合」（MSX業務を利用する場合）の簡素化です。

「通関関係書類を電磁的記録により提出しない場合」（関係書類を書面にて提出する場合）は、これまで同様にMOTASの証明書等の原本の提出が必要となります。

例えば、NACCSで申告し、MSX業務を利用せずインボイス等の関係書類を書面で提出する場合には、当該申告がMOA業務を利用し突合となった場合でも、MOTASの証明書等の原本の提出が必要となりますので、ご注意ください。

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る利用促進策について (お知らせ)

財務省関税局・税関においては、更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進に取り組んでおります。

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る利用促進策として、本年 3 月 17 日より、下記の事項について実施することとしましたのでお知らせします。

平成 29 年の次期 NACCS 稼働時に『通関手続に係る電子手続の原則化』を実現することとしており、通関関係書類は原則として電磁的記録により提出していただくことを予定しておりますので、これを見据えた事前準備を進めて頂くようお願い致します。

記

1. 申告添付登録 (MSX) 業務の添付ファイルの容量の拡大

【全ファイルの合計容量 3 MB は変更なし】

1 ファイルあたりの容量を、500KB から 1 MB に倍増します。

2. 関税関係法令以外の法令(他法令)に係る確認書類の提出の簡素化

中古自動車の輸出申告に際して、NACCS の輸出申告内容と MOTAS(注)情報とがシステム内で一致(突合)した場合は、「輸出抹消仮登録証明書等」(以下「証明書等」という。)の他法令確認書類の申告添付登録(MSX)業務による提出又は証明書等の原本の提示を不要とします。

なお、システム内で一致しなかった(不突合)場合は、これまでどおり、証明書等の原本を税関に提示する必要がありますが、この場合、税関より原本を提示するよう連絡します。

(注) MOTAS とは、国土交通省が所管する「自動車登録検査業務電子情報処理システム」である。

3. EPA 税率を適用するための原産品申告書等の電子化

本年 1 月 15 日より、EPA 税率を適用するための「メキシコ、スイス、ペルー協定に基づく認定輸出者が行う原産地申告」及び「オーストラリア協定に基づく原産品申告書」について、電磁的記録による提出を可能とし、原則として原本提出を不要としております。